

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税8) (法人住民税、事業税:義)(地方税8) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>○ 平成 25 年に生活困窮者自立支援法の創設、生活保護法の一部改正を行っており、生活困窮者自立支援法については、平成 30 年が施行3年後の見直しの年となっている。</p> <p>○ また、生活保護制度については、平成 29 年度の生活保護基準の検証にあわせ、自立支援の推進等の観点から制度全般について関係審議会等で検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)旨、経済・財政計画改革工程表(平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)に記載されている。</p> <p>○ これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度及び生活保護基準に係る検討・検証を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要性がある。</p> <p>《関係条項》 —</p>
4	担当部局	社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月          分析対象期間:—
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	—
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活困窮をとりまく状況や生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の施行状況等を踏まえ、両制度の見直しを一体的に検討する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 経済・財政計画改革工程表(平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)等</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅶ) ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>(施策大目標1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>(施策目標1-1) 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活保護を適正に実施するとともに、生活保護に至る前の段階での自立を図るための包括的な相談支援や就労支援等を行う。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>— (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p>
		② 減収額	<p>— (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 — (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>— (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)</p>

		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	— (関係部会での検討・検証結果を踏まえ税制上の所要の措置を講じることから、現時点において具体的な記載は困難)
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—